

学校事務だより

平成 30 年 4 月 20 日

第 4 号

那加第二小学校 藤本ひとみ

事務職員の藤本ひとみと申します。

日頃は学校事務にご協力をいただきありがとうございます。

今年度も保護者の皆様、地域の皆様が、学校事務について理解を深めていただけるよう「学校事務だより」を発行していきます。お時間のある時に読んでいただければと思います。

今回の内容は、新しい年度がスタートしましたので、お子様が毎日使う教科書についてです。



～文部科学省 教科書無償給与制度より～

義務教育教科書無償給与制度は、憲法第 26 条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、我が国の将来を担う児童生徒に対し、国民全体の期待を込めてその負担によって無償給与され、制度開始以来 50 年以上に渡って実施されています。平成 29 年度政府予算には、義務教育教科書購入費等として、約 416 億円が計上されました。教科書無償給与の対象となるのは、国・公・私立の義務教育諸学校の全児童生徒であり、その使用する全教科の教科書です。

また、学年の途中で転学した児童生徒については、転学後において使用する教科書が転学前と異なる場合に新たに教科書が給与されます。

文部科学省では、昭和 41 年から「義務教育教科書無償給与制度の意義」を裏面に印刷した紙袋を作成し、小学校入学の新 1 年生の教科書をこの紙袋に入れて給与するよう指導しています。さらに平成 19 年度使用の小学校後期用教科書からは、教科書の裏表紙等に「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。」という無償給与制度の意義が掲載されています。

ご家庭でもお子様に大切にできるよう、声をかけていただけるとありがたいです。

万が一、教科書が紛失したり、破損してしまって購入したいときは、教科書を扱っている業者さんをお伝えしますので、学校までご連絡ください。

最後までお読みいただきありがとうございました。